

(仮称) 萬松園公園整備 事業概要書 (その3)

1. 目的及び背景
2. 事業スキーム
3. 基本計画の概要

令和3年1月

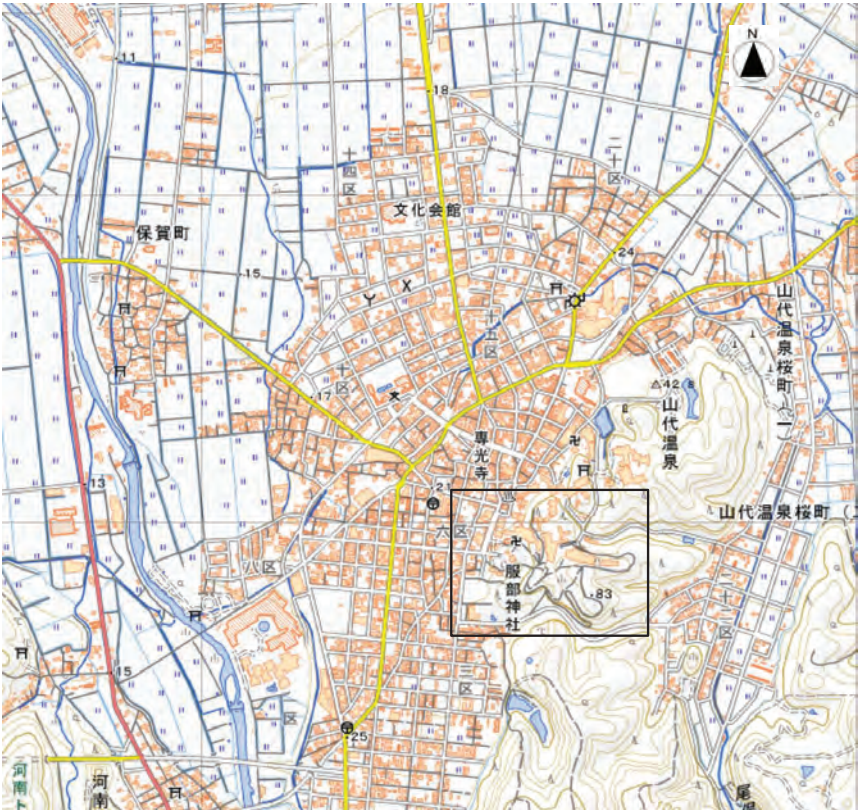
加 賀 市

1. 目的及び背景

（仮称）萬松園公園は、石川県南端の加賀市中央部に位置し、開湯 1300 年の歴史を有する北陸有数の温泉観光地である山代温泉の背後に位置しています。山代温泉は、広域観光周遊ルート「昇龍道」のモデルコース上にあり、温泉共同浴場の「総湯」や「九谷焼」などの地域資源や明智光秀、与謝野晶子、魯山人などを魅了した温泉街には年間約 75 万人（令和元年）の観光客が訪れています。今後、北陸新幹線金沢敦賀間開業が予定されており、新幹線を核とした更なる交流人口の増加が見込まれています。

このような中で、古くから温泉街の背後に位置する里山として親しまれてきた「萬松園」において、豊かな自然や温泉街と隣接する立地特性を活かした広域観光の拠点となる公園づくりを進めています。公園整備にあたっては、「萬松園活用基本構想」に基づき、自然豊かな里山の環境や明覚上人をはじめとする地域資源を結びつけ、官民連携による施設整備と適切な施設管理運営を展開することにより、温泉街の活性化を図ることを目的としています。

位置図



（仮称）萬松園公園の概要

名 称	（仮称）萬松園公園
公 園 種 別	特殊公園（都市公園） ※都市計画決定手続中
所 在 地	石川県加賀市山代温泉 3 区外 3 町地内
土 地 所 有 者	加賀市、薬王院

基本情報

都 市 計 画 法	加賀都市計画区域：区域区分非設定 用途地域：第 1 種住居地域、無指定（建蔽率 60%、容積率 200%） 地域地区：第 5 種風致地区（最高高さ 15m、建蔽率 40%、隣地後退 1m、道路後退 2m、 緑地率 30%）
景 観 法	加賀市景観条例：景観形成地域、景観計画区域
文 化 財 保 護 法	埋蔵文化財包蔵地（薬王院裏遺跡）

2. 事業スキーム

(1) 事業手法

- ・Park-PFI（都市公園法）による、民間の資金とノウハウを活かした公園施設の整備とする。

国庫補助制度：都市公園事業「官民連携型賑わい拠点創出事業」

(事業用件)

①地方公共団体費用負担削減要件

認定計画提出者が行う特定公園施設の整備に対して地方公共団体が負担する費用が、当該特定公園施設の整備に要する費用の積算額に対して1割以上削減されること

②面積要件

0.25ha以上

③対象事業内容

都市公園法に規定する公募手続きにより選定された認定計画提出者が行う、飲食店、売店等の公募対象公園施設の整備及び園路、広場等の特定公園施設の整備を一体的に実施する事業

(2) 事業期間

- ・概ね15～20年間とする。

(3) 整備する機能

- ・公募対象公園施設…飲食店、売店、屋外遊具施設等
- ・特定公園施設…園路、広場、駐車場、管理事務所、体験学習施設等
- ・利便増進施設…看板又は広告塔、自転車駐車場等（任意提案）

(4) 費用分担及び役割分担

		公募対象公園施設 (必須)	特定公園施設 (必須)	利用増進施設 (任意)
		飲食店、売店 屋外遊具施設等	園路、広場、駐車場、管理事務所、体験学習施設等	看板、広告塔、駐輪場等
整備	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	市と認定計画提出者 ※両施設が一体建築となる場合は建物の区分所有等に関する法律の適用	認定計画提出者
	市と認定計画提出者の関係	認定計画提出者が設置許可を受けて整備	特定公園施設譲渡契約により整備したものを市へ譲渡。	認定計画提出者が都市公園占用許可を受けて整備。
管理運営	実施主体	認定計画提出者	市	認定計画提出者
	財産管理	認定計画提出者	市	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	市	認定計画提出者
	市と認定計画提出者の関係	認定計画提出者が管理許可を受けて管理運営	指定管理者の指定を受けて管理運営	認定計画提出者が都市公園占用許可を受けて管理

(5) 事業範囲の想定

- ①公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ②特定公園施設の設計業務
- ③特定公園施設の建設業務
- ④特定公園施設の譲渡業務
- ⑤特定公園施設の管理運営業務
- ⑥利便増進施設の設置及び管理業務（任意提案）
- ⑦公園施設の利活用提案（任意提案）

(6) 公募対象公園施設の使用料

（年額）300円/㎡

公園施設及び補助対象施設一覧

分類	園路 広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園 施設 の 種 類	園路 広場	植栽	休憩所	ぶらんこ	野球場	植物園	売店	門	展望台
		芝生	ベンチ	滑り台	陸上競技場	温室	飲食店	さく	集会所
		花壇	野外卓	シーソー	サッカー場	分区分園	宿泊施設	管理事務所	備置倉庫
		いけがき	ピクニック場	ジャングルジ	ラグビー場	動物園	駐車場	詰所	〔耐震性貯水
		日陰だな	キャンプ場	ム	テニスコート	動物舎	園内移動用施設	倉庫	構〕
		噴水	ラダー	バレーボール場	バスケットボール場	水族館	設	車庫	〔放送施設
		水池	砂場	バレーボール場	バレーボール場	自然生観望	便所	材料置場	〔情報通信施設
		池	その他これらに類するもの	徒渉池	ゴルフ場	野鳥観察所	荷物預り所	苗畑	設〕
		滝		舟遊場	グランドボール場	動植物の保護	時計台	掲示板	〔ヘリポート〕
		つき山		魚つり場	水泳プール	繁殖施設	水炊場	標識	〔保留施設〕
夏涼		メリーゴーランド	温水利用型健康運動施設	野外劇場	手洗場	開閉施設	〔充電施設〕		
灯籠		遊戯用電車	リハビリテーション用運動施設	野外音楽堂	図書館	ごみ処理場	〔延焼防止の		
石組		野外ダンス場	ボート場	天体・気象観測施設	陳列館	その他これらに類するもの	（廃棄物再生利用施設を含む）	ための散水施設〕	
飛石			スケート場	スキー場	記念碑		くす箱	※〔 〕内は 省令で定めて いる施設	
	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	相撲場		その他これらに類するもの		水道		
			弓場				井戸		
			乗馬場				暗渠		
			鉄棒				水門	雨水貯留施設	
			つり輪				水質浄化施設	護岸	
							遊休草等 （古墳、城跡等）	堤防	
							その他これらに附属する工作物（観覧車、シャワー等）	発電施設 （環境への負荷の低減に資するもの）	
								その他これらに類するもの	
休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設においては、上記に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定めることができる。ただし都市公園事業の補助対象にはならない。						補助対象施設			

※「歴史的風致維持向上計画」に基づき、公園施設として整備する古墳、城跡等の遺跡及びこれらを復元したもので歴史上又は学術上価値の高いものについて、都市公園施行令の改正（H20.11.4）により、補助対象施設に追加

公園施設及び公募対象公園施設一覧

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類	園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰だな 噴水 水池 滝 つき山 夏涼 灯籠 石組 飛石	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゴルフ場 グランドボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 馬場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの これらに附属する工作物（観覧車、シャワー等）	植物園 温室 分区分園 動物園 動物舎 水族館 自然生息園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 遺跡等（古墳、城跡等） その他これらに類するもの	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 手洗場 その他これらに類するもの	門 柵 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掲示板 開閉施設 ごみ処理場 その他これらに類するもの くす箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 堤防 発電施設（環境への負荷の低減を図るもの） その他これらに類するもの	展望台 集会所 備置倉庫 [耐震性貯水構] [放送施設] [情報通信施設] [ヘリポート] [保管施設] [充電施設] [延焼防止のための散水施設] ※[]内は省令で定めている施設
		その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの
		その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの
		その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの
		その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの
		その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの
		その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの
		その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの
		その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの
		その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの	その他これらに類するもの
（国土交通省「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」を参照）									
公募対象公園施設									

3. 基本計画の概要

(1) 基本方針

【テーマ】次世代の山背のまちをつくる萬松園の再生

【整備コンセプト】

- 萬松園と地域の自然や歴史を保全活用した整備とする。
- 山代全体の回遊性と歩きたくなるまちづくりに寄与する整備とする。
- 九谷五彩の考え方（萬松園は緑）と活かした整備とする。
- 里山の豊かな自然環境とICT技術を取り入れた整備とする。
- 木と子どもの遊びをランドスケープデザインに取り入れた整備とする。

(2) 公園利用圏域の設定

【公園誘致圏】加賀市内及び隣接する小松市、あわら市を含む半径20kmの範囲

【年間利用客数】76,000人

【ターゲット層】小学生以下の子供がいるファミリー層（山代温泉の新しい客層を開拓）

(仮称) 萬松園公園の公園利用圏域図



(3) 整備施設の概要

エリア	導入施設	規模	内容	備考
KKR跡地	もりの駐車場	約4,200㎡	乗用車：135台程度、バス：3台程度 ※現在のピーク時利用台数60台	一部有料も可
	あいうえお広場	約2,400㎡	多目的イベント用の平坦な芝生広場	一部有料も可 イベント時等
	みずの森	約1,500㎡	山あいから流出する水のため池を修景整備	
	管理事務所 体験学習施設等	約200㎡	事務室、体験学習施設（子どもの遊び場） 公衆便所、倉庫等	民間収益施設と 一体建築を想定
	民間収益施設	約200㎡	飲食売店施設、その他収益施設等	
	その他	約4,500㎡	下草刈り、除伐等（一部）	
まちと森 を結ぶ	悉曇のみち	約350m	高床式の傾斜路と階段等を傾斜地の遊歩道 （幅員2m、縦断勾配8%程度）	
	屋外遊具施設	任意	立木を活用したジップライン等の空中アスレチック 遊具	有料施設を想定

(4) 事業スケジュール

年度	概要
令和3年度	公募設置等指針の公表・配布 公募設置等計画の受付・認定 基本協定の締結
令和4年度～5年度	認定計画提出者による設計及び建設
令和6年度	供用開始

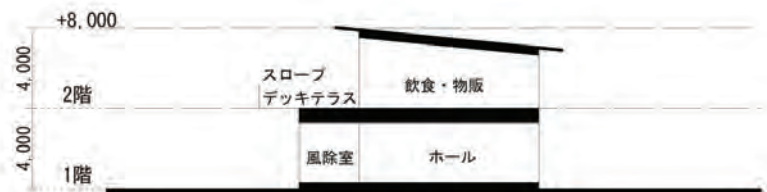
基本計画平面図（案）



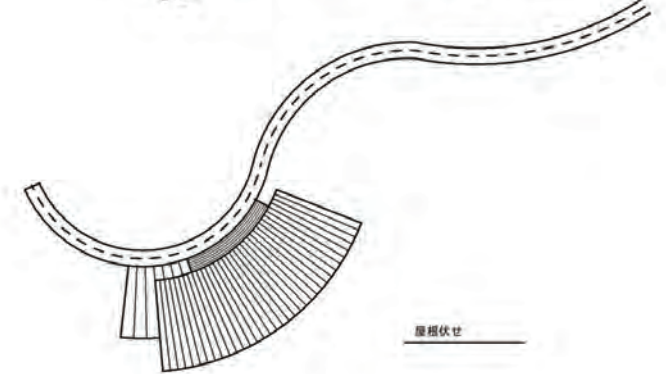
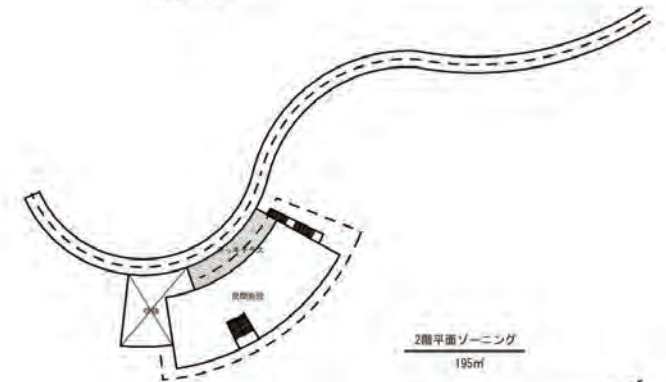
パークセンター計画図（案）（管理事務所・体験学習施設・民間施設等の複合施設）



立面計画

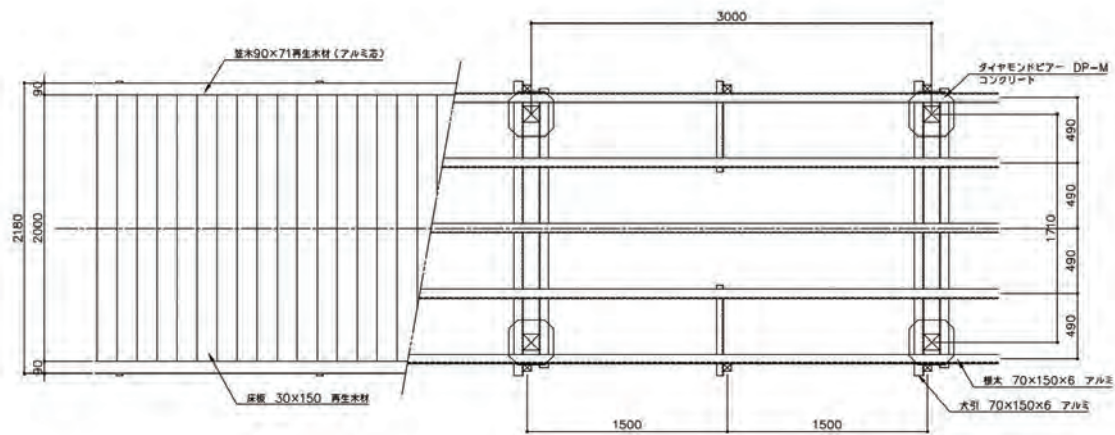


断面計画



平面・配置計画

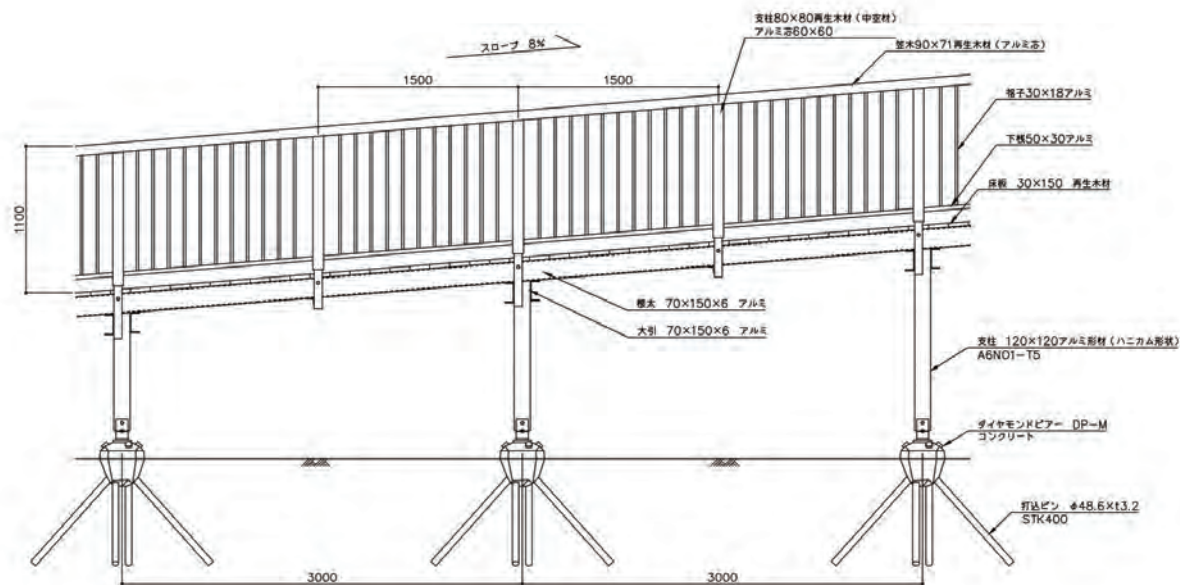
悉曇のみち（参考事例図）



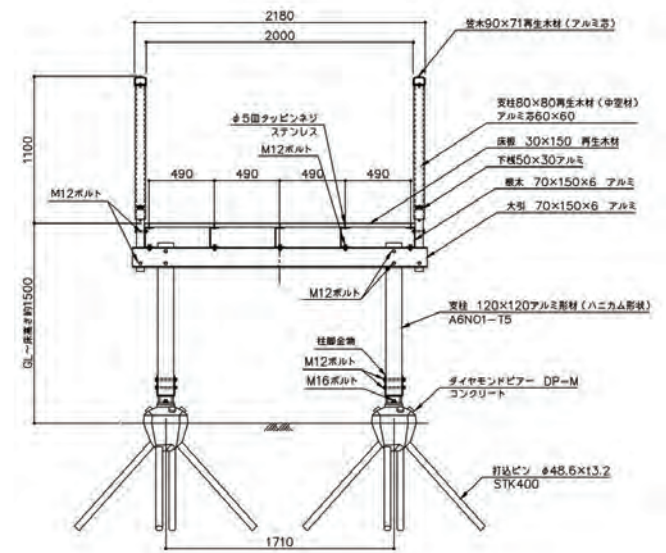
平面図



幅員	2000
構造材	アルミ
床材	再生木材
手摺	再生木材（アルミ芯）
重量	約198Kg/m



立面図



断面図